

平成 27 年 12 月

データ利用に関する規定

- 1) 全国胃癌登録データを用いた解析を含む研究についても、応募窓口は「研究推進委員会」とす。なお、登録委員会の通常業務はその限りではない。
- 2) 所定の手続きを踏み承認された研究を申請者と登録委員会との共同研究という形で行う。
- 3) データセットを申請者に渡さず、解析は新潟大学データセンターで行う。
- 4) 登録委員会は、委員会で委員のなかから共同研究者を若干名指名する。論文の共著者は、共同研究者（データセンター含む）とする。
- 5) 全国登録のデータを用いた研究の諾否が「研究推進委員会」で議論される場合は、登録委員会委員が審査員として加わる。

一般社団法人日本胃癌学会 登録委員会